

学校いじめ防止基本方針

新潟市立日和山小学校

I 基本方針

1 いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

(1) いじめは深刻な人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。

いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守りとおす。

(2) いじめる子どもに対しては、毅然とした指導と粘り強い指導を行う。

(3) 保護者との信頼関係づくり、中学校や地域、関係機関との連携・協力を努める。

(4) 重大事態の絶無を目指し、全教職員・児童・保護者が迅速かつ的確ないじめ対応を徹底する。

2 未然防止に向けて（居場所作りと絆作り）

いじめを生まない人間関係・学校風土づくりを目指し、子ども一人一人の成長を促す生徒指導に意図的・計画的に取り組む。

(1) 子どもの良さを多面的に理解し、一人一人の子どもと教師の信頼関係を築く。

(2) 「分かる授業」「できる授業」(学力)の実践に努め、自己肯定感や自己有用感を高めるとともに心豊かな子どもの育成を目指す。(伝え合い、関わり合いを取り入れた全員参加の授業の展開)

(3) 全教育活動を通して、全ての子どもに「自律性」(規律)「社会性」を育成することを目指し、意図的・計画的な指導に取り組む。(ピアサポート活動を取り入れた特別活動の実施)

(4) 「特別の教科 道徳」でいじめを題材とした授業を実施し、道徳教育や体験活動を充実させ、豊かな心の育成に取り組む。

(5) 学校生活での悩みの解消を図るために、SCやSSW、SST等を活用する。

(6) 全教職員が当事者意識をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検・評価して、改善と充実を図る。

(7) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

(8) 中学校や地域、関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(9) いじめ未然防止に向けた教育プログラムを教育課程に位置付け、年間指導計画に沿って実施する。

3 早期発見に向けて

家庭や地域と連携し、全力で実態把握に取り組み、未然防止を心掛ける。

(1) 子どもの声に耳を傾ける。(新潟市指定の調査アンケートを年3回以上実施し、回答は即日ダブルチェックして即時教育相談につなげる)

(2) 子どもの行動を注視する。(日常的な情報交換・全職員での児童情報共有会

の実施等)

- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問等)
- (4) 地域と情報を共有する。(中学校、コミュニティ協議会・セーフティスタッフ等との情報共有等)

4 早期解決に向けて

いじめやその予兆を認知したときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な指導や支援を行い、関係する子どもや保護者が納得できる解決を目指す。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめの認知時には速やかに管理職へ報告し、全教職員で情報を共有する。担任など教職員個人が判断しない。
- (3) いじめ対応はどの教育活動より優先されることを徹底する。
- (4) 学級担任等が抱え込むことのないように、「校内いじめ対応ミーティング」を中心に学校全体で組織的に対処する。
- (5) 校長は事実に基づき、子どもや保護者への説明責任を果たす。
- (6) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての自覚を促す指導をする。
- (7) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に連絡・相談し、適切に対処する。
- (8) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。なお、「解消」の適切な判断としては、加害行為が相当期間なく、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。また、相当期間とは、およそ3か月を目安とし、注意深く関係児童を見守る。
- (9) 必要に応じて、市が設置しているSSTやSC、SSW、スクールロイヤー等の活用を図る。
- (10) いじめ程度表に沿って速やかに教育委員会へ報告を行う。
- (11) 「いじめ初期対応ガイドブック」を活用し、初動対応の質を高める。
- (12) 重大な事案につながるおそれのある場合は、必ず教育委員会へ事案発生を報告し協議する。
- (13) 自殺につながる可能性がある場合(自傷行為や「死にたい」などのつぶやき)の対処については、教育委員会に一報を入れるとともに、組織で迅速・適切に対処する。

II いじめ対策の組織

1 校内いじめ対応ミーティング

- (1) このミーティングは、校長・教頭・教務主任・生活指導主任・養護教諭・該当学級担任・学年主任をもって組織し、事案発生時に迅速に実施する。
- (2) このミーティングは、本方針Ⅰの「2 未然防止」「3 早期発見」「4 早期解決」に記載された項目を組織的・計画的に実施するための核となる役割を果たす。

2 拡大いじめミーティング

- (1) 校長・教頭・教務主任・生活指導主任・養護教諭・該当学級担任・学年主任で組織し、必要に応じてスクールカウンセラーを加える。
- (2) 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を協議し、いじめ防止に取り組む。
- (3) 中学校区いじめ防止連絡協議会

Ⅲ いじめに対する措置

- 1 いじめの通報があったとき、あるいは児童がいじめを受けていると思われるとき
 - ・速やかにいじめの事実の有無を確認するとともに、その結果を教育委員会に報告する。
 - ・被害児童への聴き取りを行うとともに、在籍児童や教職員に対してアンケートや聴き取り等による調査を行う。
 - ・校内いじめミーティングを開き、情報の共有と対処について協議する。
- 2 いじめがあったことが確認されたとき
 - いじめを止めさせ、再発を防止するため以下を行う。
 - ・いじめを受けた児童または保護者に対する支援を継続的に行う。
 - ・いじめを行った児童または保護者に対する助言を継続的に行う。
 - ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講ずる。
 - ・いじめに関係する保護者間で争いが起きないように、いじめに関する情報を学校と保護者が共有する。
 - ・いじめが犯罪行為と認められるときは、警察と連携し対処する。
 - ・児童の生命・身体・財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに警察に通報し援助を求める。
 - ・教育上必要があると認めたときは、校長は懲戒を加える。
 - ・重大な事態が発生したと認めるときは、教育委員会に報告するとともに、事実関係を明確にするための調査を行う。

Ⅳ 各校園で取り組むこと（共通事項）

以下の事項を全教職員に周知徹底し、確実ないじめ対応を行うことで重大事態の絶無を目指す。

- ・いじめ未然防止に向けた教育プログラムの教育課程への位置付けと実施
- ・新潟市指定の調査アンケートの活用（年3回以上実施、回答即日ダブルチェック、結果に基づく即時教育相談）
- ・管理職への報告と教職員の情報共有（教職員個人が判断しない）
- ・組織的な対応（いじめ対応はどの教育活動より優先される）
- ・校内いじめ対応ミーティングの実施
- ・いじめ程度表に沿った教育委員会への報告
- ・いじめ初期対応ガイドブックを活用した初動対応

本改訂版は、令和7年6月1日より施行する。